



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ソ キ ア
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 伊 藤 仁 (コード番号 7720 東証第一部)
問 合 せ 先	執 行 役 員 本 社 機 能 担 当 総 合 企 画 室 長 大 川 雄 一 ( TEL 046-248-0068 )

#### 米国国務省による公表内容について

米国国務省が、本年 4 月 23 日（現地時間）に、当社の全額出資子会社で、東南アジア、南アジア、中近東及びアフリカの各地域における当社製品の販売を担当する Sokkia Singapore Pte, Ltd.（本社 シンガポール、以下「SSG」といいます。）に対し、下記内容の制裁措置（以下「本件」といいます。）を実施する旨の通知を公表したことが判明しましたのでお知らせいたします。なお、本件は、米国のイラン・シリア不拡散法に基づくものです。

当社及び SSG は、本件について、国外の通信社による報道によりその事実を把握しましたが、本日現在、当社及び SSG は、米国国務省及びその他の米国政府関係機関から本件に関する連絡を一切受けておりません。また、本件が発動されることとなった理由についての説明及び当該理由に関する具体的な情報についても、何ら連絡を受けておらずまた公表もされていません。

当社は測量機器の製造販売を行っており、SSG はイラン及びシリア向けにも当社製品の販売を行っていましたが、SSG がイラン及びシリアに販売した製品は、SSG の製品カタログに掲載された標準的な測量及び建設関連製品のみであり、当該製品は民間利用の目的に限定され、当社の知る限り、軍事的利用はされておられません。

前述の通り、本件が発動された背景については不明であるものの、当社及び SSG は、本件が科された事実を把握した後、直ちに、イラン及びシリア向けの全ての販売を停止し、加えて米国の大手法律事務所を起用し、SSG による過去のイラン及びシリア向けの販売内容についての調査を実施しております。

SSG によるイラン及びシリア向けの販売は限定されていることから、本件が科されたこと、又はイラン及びシリア向けの販売の中止という当社の決定が当社の業績に重大な影響を及ぼす

ことはないものと考えております。

## 記

### 1. 本件の概要

本件はイラン・シリア不拡散法に基づいて発動されたものです。同法は、米国政府に対して、米国外の者及び事業体がイラン又はシリアに対して、大量破壊兵器又は巡航ミサイル若しくは弾道ミサイルの開発に多大に寄与する可能性のある機器又は技術を輸出した場合に、これらの者及び事業体に制裁を科す権限を与えるものです。

本件の対象となるのは SSG 及びその子会社のみであり、当社及び SSG を除く当社の子会社等は本件の対象外となっています。また、本件が科される期間は 2007 年 4 月 17 日から 2 年間となります。但し、米国国務省は当該期間を変更する権限を保有しています。

本件制裁処置の内容は以下の通りです。

- i. SSG 及びその子会社は、a) 米国政府の省庁及び政府関係機関と契約を締結すること、b) 米国政府の援助を受けること、並びに c) 米国政府から一定の軍需品又は防衛用品を購入することができません。
- ii. SSG 及びその子会社は、1979 年輸出管理法又はその関連規制に基づく輸出ライセンス（以下「輸出ライセンス」といいます。）が必要となる製品を米国から輸入することができません。

### 2. 影響を受けない業務

上記「1. 本件の概要」の . 及び . に記載した内容に該当しない SSG の業務には本件に伴う影響はありません。従いまして、

- i. SSG は、米国を輸出元とし輸出ライセンスを必要としない製品については、これを引き続き輸入でき、かつ、
- ii. SSG は、米国を輸出元としない製品については、これを引き続き輸入できます。

### 3. これまでに講じた対策

当社は、SSG がイラン又はシリア向けに販売した製品が軍事用に使用されたという認識は持っておりませんが、当社及び SSG は、本件を重く受け止め、米国政府が懸念している

問題の根拠を確認するとともに、当該問題に十分に対処するよう努めていく所存であります。

そのような観点から、当社及び SSG は、本件が科せられた事実を把握した後、直ちに以下の措置を講じました。

- i. 当社が SSG を経由して行うイラン及びシリア向け製品販売について、これをすべて停止しました。なお、当社及び SSG を除く当社の子会社等は、イラン及びシリア向けの製品販売を行っていません(また、本件が科せられている期間中もこれを行いません)。
- ii. 輸出ライセンスが必要となる可能性のある米国を輸出元とする製品について、SSG による当該製品の発注を停止しました。
- iii. SSG が米国から輸入する製品について、輸出ライセンスを必要としないことを再確認するための手続きを開始しました。
- iv. 米国政府が問題視した可能性のある取引(もし存在すれば)がいずれの取引であったかを判断するために、SSG が過去にイラン及びシリアに対して行った販売取引を詳細に調査(以下、「本件調査」といいます。)すべく、米国の大手法律事務所を起用しました。

本件調査は、当該法律事務所により現在も継続中です。なお、当社は、本件調査が完了次第、米国国務省と連絡を取り、米国国務省が問題視する点を確認し、これに真摯に対応する所存であります。

#### 4. 予想される当社の業績への影響

当社の年次業績について本件がどのように影響するかを予測することは困難ですが、本件の影響に関しましては以下のように認識しております。

- i. SSG は、米国政府とは何ら契約を締結しておらず、米国政府が支援するいかなるプログラムにも参加しておりません。従いまして、「1. 本件の概要」の . に記載されている制裁内容は、SSG に直接の影響を及ぼさないものと考えております。
- ii. SSG のイラン及びシリア向け製品販売額は当社の連結売上高に比して軽微であります。従いまして、当社が SSG によるイラン及びシリア向けの製品販売の中止を決定したことは当社の業績に重大な影響を及ぼすことはないものと考えております。

以上